

平成 26 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	19	府 省 庁 名	厚 生 労 働 省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	交際費課税の見直し		
要望内容 (概要)	<p>交際費課税について、中小法人の交際費課税の特例（800万円まで全額損金算入可能）を2年間延長するとともに、飲食店等における消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、大法人についても、その適用範囲を含め、所要の見直しを行う。</p> <p>○交際費課税の見直しが認められた場合、法人住民税法人割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（国税との自動連動を図る。）</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項第3号		
減収 見込額	[初年度]	－	(ー)
	[平年度]	－	(ー)
	[改正増減収額]	－	(ー)
	(単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>法人企業の営業活動の促進による収益機会の向上や飲食店営業等の需要の喚起を図ることにより、我が国の経済の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>交際費については、1990年代初頭の約6兆円から3兆円を割る水準まで半減し、飲食店等の需要にマイナスの影響を及ぼしている。</p> <p>こうした中で、本税制措置は、飲食店等の需要を喚起するとともに、企業活動を活性化させるものである。現下の経済情勢には明るい兆しも見えつつあるものの、これを着実かつ本格的な景気回復の軌道につなげられるように、中小企業が大部分を占める飲食店等への消費の拡大を通じた経済の活性化を図る必要がある。</p> <p>交際費は、本来、企業の大小を問わず、企業ビジネス上必要な経費である。消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点からすれば、中小法人だけでは効果が限られているので、大企業も含めた見直しが必要である旨が生活衛生関係営業活性化のための税制問題ワーキンググループでも指摘されている。</p> <p>なお、所得税法等の一部を改正する法律の附則第108条において、平成25年度中に、交際費等の課税の在り方について、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討することし、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとされている。</p>		
本要望に 対応する 縮減案	－		
	ページ	－	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 施策大目標5 施策目標1	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 生活衛生の向上・推進を図ること 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
	政策の達成目標	本税制措置により事業活動を活性化させ、我が国経済の持続的な成長軌道に乗せることで、中小企業を始め幅広い層の企業や国民が成長の果実を享受することを目指す。その達成度を検討するため、具体的には、「全産業の業況判断D I」（「日銀短観」（日本銀行）、「中小企業の業況判断D I」（「中小企業景況調査」（中小企業庁）やGDPギャップの数値等を参考にする。	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで （平成26年度～平成27年度）	
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。	
	政策目標の達成状況	日銀短観による全産業の業況判断D Iは▲2（平成25年6月）、中小企業の業況判断D Iは▲17.7（平成25年4～6月期）となっており、経済指数の一部で改善の動きが見られるものの、円安による輸入価格の上昇や国内財・サービスへの価格転嫁の困難さ、消費税を睨んだ駆け込み需要の反動や購買力の低下等も考慮が必要である。	
有効性	要望の措置の適用見込み	交際費は、商談や新規取引先の開拓など、企業の規模の大小を問わず、企業ビジネス上、必要な経費であり、本措置によって、事業活動の円滑化、活性化を図るとともに、飲食店等における需要喚起や派生需要が発生することが期待される。	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置によって、飲食店に対する需要はもとより、飲食店から派生して発生する需要の拡大を生み、経済全体で1.93の乗数効果が期待できる。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	該当なし。	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし。	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係		
	要望の措置の妥当性	<p>交際費課税制度については、自家消費的な部分や資本蓄積が阻害される傾向があることを理由に、経済の発展に資する観点から、昭和29年度に制度創設されたものであるが、累次の制度改正により、資本金1億円超の法人企業を中心に過度の交際費支出の抑制が見られ、経済活動の沈滞化を招く要因となってきた。</p> <p>こうした、経済社会情勢に鑑み、交際費課税の目的・範囲について本要望措置により見直すことで、新規顧客の開拓や販売促進の手段としての交際費支出を促進し、低迷する企業活動の円滑・活性化を図る。また、飲食店営業を中心に消費の拡大を通じた経済の活性化を図ることにより、マ</p>	

		クロ経済への効果が期待できる。
--	--	-----------------

ページ	—
-----	---

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>○過去5年間の交際費支出額の推移 平成19年度 3,379,994 百万円 平成20年度 3,226,064 百万円 平成21年度 2,997,859 百万円 平成22年度 2,935,972 百万円 平成23年度 2,878,515 百万円</p> <p>(出典) 国税庁「会社標本調査」</p>																																					
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>																																						
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>近年の経済対策としての交際課税の見直しは中小法人にとどまっていたが、交際費の減少の傾向は大法人においても顕著である。交際費は、企業の大小を問わず、企業ビジネス上必要な経費であり、無駄な交際費を支出する状況にはないというのが経済界の声であり、従来の発想を転換し、経済活性化の観点から、大法人も含め、交際費課税の緩和が求められる。</p>																																					
<p>前回要望時の達成目標</p>																																						
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>																																						
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和29年度（交際費課税の創設年度）</p> <p>（最近の交際費課税の主な改正事項）</p> <table border="1" data-bbox="395 1507 1291 2166"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象法人</th> <th>損金算入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">昭和57年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円)</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成6年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成10年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成14年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成15年度</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(400万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>全法人</td> <td>一人あたり5,000円以下の飲食費(社</td> </tr> </tbody> </table>		対象法人	損金算入限度額	昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)	1,000万円以下	定額控除(400万円)	平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 90%	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 90%	平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 80%	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%	平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%	平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(400万円) × 90%	平成18年度	全法人	一人あたり5,000円以下の飲食費(社
	対象法人	損金算入限度額																																				
昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																				
	5,000万円以下	定額控除(300万円)																																				
	1,000万円以下	定額控除(400万円)																																				
平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																				
	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 90%																																				
	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 90%																																				
平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																				
	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 80%																																				
	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%																																				
平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																				
	5,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%																																				
平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入																																				
	1億円以下	定額控除(400万円) × 90%																																				
平成18年度	全法人	一人あたり5,000円以下の飲食費(社																																				

			内飲食費を除くについて、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外
	平成 21 年度 (経済危機対策)	資本金 1 億円超	全額損金不算入
		1 億円以下	定額控除(600 万円) × 90%
	平成 25 年度	資本金 1 億円超	全額損金不算入
1 億円以下		定額控除(800 万円) × 100%	